

請願文書表

1 請願第26-4号 市川の住環境を守るために建築基準法の日影規制の強化を求める請願
(建設経済委員会付託)

1 受理年月日 平成26年5月30日

1 紹介議員 石原 よしのり 秋本 のり子 金子 貞作
守屋 貴子 湯浅 止子 堀越 優
佐藤 義一 金子 正

1 請願の趣旨及び請願者の住所、氏名

(請願書原文写)

市川の住環境を守るために建築基準法の日影規制の強化を求める請願

【請願の趣旨】

建築基準法では建物の高さを制限するために様々な規定がありますが、住居地域の日照を保護するために、建築基準法第56条の2は日影時間を制限しています。具体的には、敷地境界から5mと10mのラインを設定して、用途地域ごとに市が定めた各ラインの日影制限時間を超えてはならないとしています。その中で、敷地が道路と接している場合は、敷地境界線を道路幅に応じて外側に拡げる「敷地みなし境界線」の緩和規定があります。このみなし境界線を設定する方法として、「閉鎖方式」と「発散方式」の2種類があり、前者はみなし境界線がぐるりと敷地を囲みますが、後者はみなし境界線が閉じずに道路がある限り斜め方向に永遠に広がっていきます。

建物の形や道路の位置によっては、発散方式で計算を行えば閉鎖方式よりも高い建物を建てることが可能で、近隣住民にとってはより長い日影時間を強いられることになります。発散方式のみなし境界線の設定方法は、従来から専門家の間では問題があると言われており、市川市でも運用規定で「原則として閉鎖方式で行うこと」と定め行政指導をしてまいりました。しかし現実には、他自治体と足並みを揃え指定建築確認検査機関が発散方式で行った建築確認も市川市は認めております。

本年3月、さいたま地裁の判決で、みなし境界線を発散方式で設定することは違法であり、発散方式で行われた建築確認を無効とするとした判断が示されました。今後、国土交通省も建築確認検査機関も発散方式を認めない方向に動いていくものと見込まれます。

住環境を良好に保つまちづくりを行うことは市川市長の基本方針でもあり、日影を広げてしまう発散方式を安易に認めることは、本来認めるべきではない高さ、形状の建物の建築を許し、市川の住環境や景観に悪影響を及ぼすことにつながってしまいます。

このような背景に鑑み、前述の通り市川市は国に先んじて閉鎖方式を原則としてきたわけですから、市川の良好な住環境を守るために、市内の建築物の確認申請においては、国の基準改訂や他自治体の動向を待つことなく市川市が率先して、事業者ならびに指定建築確認検査機関に対して「日影規制でみなし境界線を設定する場合、発散方式を適用せず閉鎖方式による」と計画相談において指導を強化していただきたいと請願いたします。

平成 26 年 5 月 30 日

請願者代表

市川市真間 1-5-16

真間南部自治会

会長 小林俊之

ほか 3 名

市川市議会議長

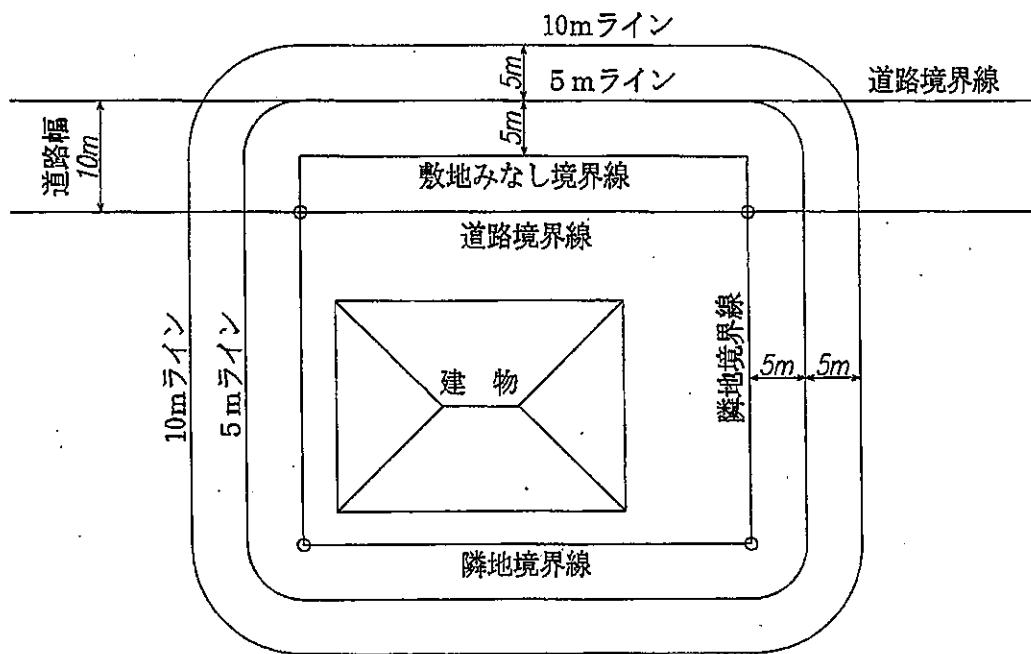
岩井清郎様

平成 26 年 6 月 13 日議決 市川市議会議長
(採択) 岩井清郎



閉鎖方式と発散方式の比較図

【閉鎖方式】



【発散方式】

